

(3) 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

1 空家対策協議会について

課題

協議会の審議等及び答申に、諮問した市長が 関与している状態にある。

2 改正概要

**協議会は、諮問に対する答申を行う機関ではなく、
協議を行う機関とします。**

これまで諮問していた事項については、協議事項として協議会に提出し、内容について自由に意見を出していただき、「答申」ではなく「協議結果」として扱う。